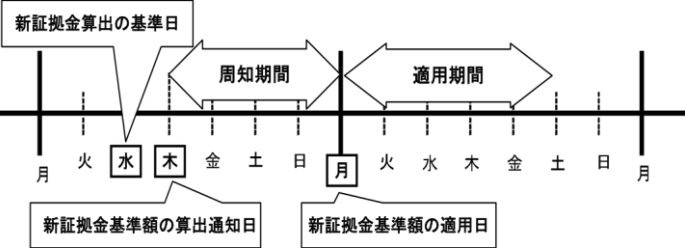


「店頭外国為替証拠金取引説明書」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>2. 証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ (現行どおり)</p> <p>(2) 証拠金必要額 各インターバンク市場で提示される為替レートを基準に、弊社で定めた前営業日の終値の為替レートを使って算出された想定元本に4%を乗じて算出した必要証拠金を、毎営業日適用いたします。 但し、弊社が必要と判断した場合には、上記によらず必要証拠金額を変更する場合があります。また、変更適用日はその都度定めます。</p> <p>* (必要証拠金算出例) 米ドル/円 = 1 ロット取引 / 1\$ = ¥85 の場合 $(100,000 \times \\$1 \times ¥100) \times 4\% = ¥400,000$ (必要証拠金額)</p> <p>証拠金必要額の変更は、適用日以前の建玉及び新規指値注文にも適用されます。また、証拠金必要額が増額された場合、お取引口座の状況によっては、ロスカットが発生する可能性があります。</p> <p>(3) 現金の引出し (現行どおり)</p> <p>(4) 評価損益及びスワップポイントの取扱い (現行どおり)</p> <p>(5) ロスカットの取扱い ロスカットルール A: 弊社はおお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が証拠金必要額に対して <u>50%</u>を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が証拠金必要額の <u>50%</u>を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。なお、この場合にも通常の手数料が発生します。</p>	<p>2. 証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ (省 略)</p> <p>(2) 必要証拠金額 弊社では、必要証拠金額を以下の方式により算出する変動証拠金制を採用しております。</p> <p>必要証拠金額は、弊社が毎水曜日(水曜日が休日の場合は、火曜日)の終値を基準にして、翌木曜日に算出し決定致します。決定された必要証拠金額は弊社ホームページ上などで周知された上で、翌週最初の営業日から適用されます。ただし、急激な為替相場の変動により周知された必要証拠金額がレバレッジ 25 倍を上回ることが、午後 3 時時点において確認された場合、翌営業日から必要証拠金額の引き上げを緊急に行う場合があります。必要証拠金額の変更は、適用日以前の建玉及び新規指値注文にも適用されません。また、必要証拠金額が増額された場合、お取引口座の状況によっては、ロスカットが発生する可能性があります。</p> <p>上記、必要証拠金額算出等のプロセスは以下の図表のようになります。</p>  <p>(3) 現金の引出し (省 略)</p> <p>(4) 評価損益及びスワップポイントの取扱い (省 略)</p> <p>(5) ロスカットの取扱い ロスカットルール A: 弊社はおお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が証拠金必要額に対して <u>20%</u>を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が証拠金必要額の <u>20%</u>を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。なお、この場合にも通常の手数料が発生します。</p>

(4) 転売又は買戻し(差金決済)による建玉の結了建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の入力によります。同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと(「両建て」といいます。)については、お客様にとって、ビッド価格とアスク価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。そのため、弊社では、同一の通貨ペアに関し、両建て取引となるような売買注文をお勧め致しません。両建て取引の必要証拠金額は、同一通貨ペアにおける売りと買いの建玉のうち大きい建玉の証拠金が必要になります。

* 外貨建ての通貨ペアを取引する場合、決済損益は決済時のリアルタイムレート(ビッド価格)にて自動円転されます。

(10) 取引終了の事由

お客様が、次のいずれかに該当する場合、弊社は本件店頭外国為替証拠金取引に係る契約を解約出来るものとして扱います。

- ① お客様が、弊社に対し弊社との本件店頭外国為替証拠金取引に係る契約の解約を申し入れたとき、又は弊社がお客様に対し、お客様との本件店頭外国為替証拠金取引に係る契約の解約を申し出たとき。
- ② お客様が、弊社への届出内容の全部又は一部に虚偽があることが明らかになったとき、または弊社への提出資料の全部または一部が真正でないとき。
- ③ 所定の手続き(店頭外国為替証拠金取引約款第 37 条第 2 項参照)に従い、弊社がお客様に本人確認書類の提出を求めたにもかかわらず、その提出がなされないとき
(弊社が定める期日までに弊社に連絡がない場合、又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり弊社に返送された場合、若しくはお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れない場合等を含みます。)
- ④ お客様の弊社に対する債務又はその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき。
- ⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力であると弊社が認める者のいずれかに該当する、またはこれらの者と関係があるとき。
- ⑥ お客様が弊社との本件店頭外国為替証拠金取引又は店頭外国為替証拠金取引に関する連絡等において、自ら若しくは第三者を利用して脅迫的、威迫的な言動をし、若しくは暴力を用いたとき、弊社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、又は風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し若しくは弊社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為・言動をしたとき。
- ⑦ お客様が本取引説明書及び本件店頭外国為替証拠金取引に係る約款又は関連規程に違反したとき。
- ⑧ 前各号の他、弊社がお客様との取引を継続することが不適切であると認めるとき。

(4) 転売又は買戻し(差金決済)による建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、顧客の指示によります。同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと(「両建て」といいます。)については、お客様より申出があった場合には受け付けませんが、両建ては、お客様にとって、ビッド価格とアスク価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。そのため、弊社では、同一の通貨ペアに関し、両建て取引となるような売買注文を勧誘することは致しません。

* 外貨建ての通貨ペアを取引する場合、決済損益は決済時のリアルタイムレート(ビッド価格)にて自動円転されます。

(10) 取引口座の解約

店頭外国為替証拠金取引口座の解約をされる場合は、メールアドレス info@isec.jp 又は、弊社フリーダイヤル(0120-849-188)まで、店頭外国為替証拠金取引口座解約の旨をご連絡ください。担当部署よりお客様の登録住所宛に所定の「口座解約届」を郵送いたします。必要事項を記入し、届出印をご捺印後、弊社宛にご返送ください。記入内容を確認後、取引口座解約の手続きを致します。